

福山市職員の退職管理に関する条例

平成 28 年 3 月 16 日

条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者(同条第 1 項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第 8 項の国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第 8 項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。)であつて離職した日の 5 年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であつた者(退職手当通算予定職員(法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。))であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人(同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後 2 年間、営利企業(法第 38 条第 1 項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

(公表)

第 4 条 任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。